

平成29年度版 個人市民税・県民税

■ 税額の計算

個人の市民税・県民税は、均等割額と所得割額の合計が年間の税額となります。

平成29年度の市民税・県民税は前年中（平成28年中）の所得を基礎として算定します。

○均等割と所得割

◆ 均等割

一定の金額を超える所得があれば一律に課税となります。また、鎌ヶ谷市内に住んでいない人で、市内に事務所、事業所を持っている人も課税となります。

均等割額は、市民税均等割額 3,500 円 と県民税均等割額 1,500 円の合計 5,000 円です。

◆ 所得割

所得割は一般に次の方法で市民税と県民税を計算し、その合計額を算定します。

税率は一律 10%（市民税 6%・県民税 4%）です。

課税所得金額（所得金額－所得控除額）×税率（10%）－調整控除－税額控除

※ 課税所得金額は 1,000 円未満を切り捨てます。

※ 市民税・県民税それぞれの所得割額は 100 円未満の端数を切り捨てます。